

入 札 説 明 書

業務件名 盛岡地区職員公舎管理業務

岩手県総務部管財課

入札説明書

この入札説明書は、本県が発注する委託業務契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 委託業務内容

- (1) 業務件名
盛岡地区職員公舎管理業務
- (2) 業務の仕様その他明細
別添「盛岡地区職員公舎管理業務仕様書案」による。
- (3) 履行期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 履行場所
別添「盛岡地区職員公舎管理業務仕様書案」の盛岡地区職員公舎一覧表のとおり

2 入札の日時及び場所

入札公告に示すとおり。

3 入札参加資格及び入札参加手続き

入札公告に示すとおり。

なお、入札公告5(1)に定める競争参加者資格を有することを証明する書類は次のとおりとし、これらの書類は、令和8年3月11日(水)までの閉庁日を除く午前9時から午後5時までに15(4)の場所に提出しなければならない。

また、申請書を提出した者は、当該申請書等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

なお、当該書類の補足、補正は、令和8年3月12日(木)午後5時まで認める。

おって、入札公告の3(8)に示す入札参加資格については、岩手県警察本部に照会することがある。

審査結果は、令和8年3月16日(月)までに電話により通知する。

(1) 競争参加資格を証明する書類

- ① 入札参加資格審査申請書（別添「様式第1号」）
- ② 法人その他の団体の概要を明らかにすることのできる書類（別添「様式第2号」）
- ③ 集合住宅管理実績書（別添「様式第3号」）
- ④ 定款、寄付行為又はこれらに準ずる規約を記載した書類
- ⑤ 法人にあっては登記簿の謄本
- ⑥ 納税証明書（申請書を提出する日の属する年の直前1年間に岩手県に納付した岩手県県税条例（令和3年岩手県条例第58号）第4条に掲げる税目及び消費税の納税証明書をい

う。)

- ⑦ 資本関係・人的関係に関する届出書（別添「様式第4号」）
 - ⑧ 暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者に該当しないことの誓約書（別添「様式第5号」）
- (2) 業務が履行できることを証明する書類
- ① 業務が履行できることの誓約書（別添「様式第6号」）
 - ② 常勤している1級又は2級建築士有資格者の履歴書及び免状(写)
 - ③ 常勤している防火管理者になり得る有資格者(甲種防火管理者)の履歴書及び講習修了証等(写)
 - ④ 作業従事者への指導監督を行う者に係る履歴書（上記と同様であれば不要）
 - ⑤ 業務実施体制（組織）図及び緊急時連絡体制図

4 入札参加制限

次のいずれかに該当する関係がある複数の者は、入札に重複して入札参加資格審査申請書を提出することができない。

なお、これらの関係にある複数の者から申請があった場合は、その全ての者の入札の参加を認めないものとする。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- ア 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。イにおいて同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。イにおいて同じ。）の関係にある場合
- イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3号第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- ア 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(3) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合とその組合員又はその会員の場合

(4) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(1)から(3)までと同視し得る関係があると認められる場合

- (5) 入札参加希望者が(1)から(4)までの制限に対応することを目的に連絡を取ることは、公正な入札の確保に抵触するものではない。

5 入札

- (1) 入札は、入札書を指定の日時及び場所に提出させることによって行うものとする。
- (2) 入札代理人に入札に関する行為をさせようとする場合は、当該代理人から提出される委任状によって、委任関係を確認するものとする。

6 入札の辞退

入札書が指定の日時及び場所に提出されなかった場合は、当該入札参加者は辞退したものと取り扱うものとする。

7 入札書

- (1) 入札書には、次に掲げる事項を記載の上、押印するものとする。
- ① 入札年月日
 - ② 頭書に「入札書」である旨記載
 - ③ 入札金額
 - ④ 入札件名
 - ⑤ あて名（「岩手県知事」とする）
 - ⑥ 入札参加者の住所、氏名及び印（法人の場合は、その所在地、名称又は商号、代表者の氏名及び印。なお、代理人が入札を行う場合は、代理人の住所・氏名、及び印を加えるものとする（頭書に「上記代理人」と記載）
- (2) 入札金額の記載に当たっては、落札決定に際し、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。
- なお、この場合、県が予め設定した維持修繕費の概算額9,519,400円（別添委託契約書案に定める乙が修繕施行業者等へ支払う金額）から消費税及び地方消費税の額を除いた額(A)と入札参加者の見積もった保守点検管理費、事務費及び人件費の額から消費税及び地方消費税の額を除いた額(B)の合計金額(A+B)を記載すること。
- (3) 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し入札参加者又はその代理人の印で押印をしておかなければならない。ただし、入札金額を訂正することはできない。
- また、如何なる理由があっても、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (4) 入札手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

8 委任状

代理人が入札に参加する場合は、次に掲げる事項を記載した委任状を入札執行前に提出しなければならない。

- (1) 委任者の住所、氏名及び印
- (2) 委任事項
- (3) 受任者の住所、氏名及び印

9 入札保証金

(1) 入札保証金は入札金額の100分の110に相当する金額の100分の3以上の金額とし、入札執行の当日に岩手県庁1階出納局会計課に納付しなければならない。

ただし、入札参加者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証保険契約を締結（保証期間は、入札の日から令和8年4月1日までを含む期間とすること。）し、当該保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 入札参加者は、入札保証金を納付した場合には領収書を、入札保証保険契約を締結した場合には保険証券を、入札書提出に先立ち、提出しなければならない。

(3) 入札保証金は、開札（再度入札の開札を含む。）終了後、入札参加者又はその代理人に還付する。

ただし、落札者については、当該競争入札に係る契約書を取りかわした後にこれを還付するものとする。

(4) 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、岩手県に帰属する。

(5) 代理人に入札保証の納付及び還付に関する行為をさせようとする者は、委任状を提出しなければならない。

10 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札した場合
- (2) 入札保証金を納付しない者（入札保証金の納付を免除された者を除く。）又は本件業務に係る入札公告で示した金額に満たない者（提出した入札保証保険証券の保険金額が、当該金額に満たない者も含む。）が入札した場合
- (3) 無資格者又は無権代理人が入札した場合
- (4) 同一入札参加者又は代理人からの2つ以上の入札
- (5) 入札参加者又はその代理人が同時に他の入札参加者の代理をした入札
- (6) 入札金額を判別できない場合
- (7) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
- (8) 金額を訂正した入札
- (9) 記名押印のない入札
- (10) 明らかに連合によると認められる入札

- (11) 他の入札参加者の入札参加資格を妨害する行為又は入札事務担当職員の職務執行を妨害する行為を行った者の入札

11 開札及び落札者の決定

- (1) 開札は、入札終了後直ちに、入札を行った場所で行うものとする。
- (2) 開札の結果、会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第100条の規定により作成された予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者と決定する。
- (3) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上いる場合は、その場所において、直ちにくじで落札者を決定しなければならない。この場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせる。
- (4) 落札者が契約者の指定する期日までに契約を締結しないときは、落札を取り消すことがある。この場合、入札保証金は還付しない。
- (5) 開札して落札者が決定しない場合は、当該入札に係る最低入札額を公表するものとする。

12 再度入札

- (1) 開札の結果、最初の入札において落札者がいない場合は、その場で直ちに再度入札に付する。
- (2) 再度入札を行う場合の入札者は、当該入札を辞退する場合を除き、最初の入札における入札者のみとする。

13 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

14 契約締結の留意事項

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 落札者の決定後、委託契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札価格者が次の要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、契約を締結しない。
 - ① 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- ② 岩手県から措置基準に基づく指名停止又は文書警告を受けていないこと。
 - ③ 岩手県から庁舎等管理業務の委託契約に係る指名停止の措置又は文書警告に伴う非指名の措置を受けていないこと。
 - ④ 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員ではなく、かつ、暴力団（同法同条第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (3) 落札者は、契約保証金として契約額の 10 分の 1 以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。
- ただし、落札者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする履行保証契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。
 - (5) 契約条項は別添委託契約書案による。

15 その他

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件入札に関して要した費用については、全て当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 令和 8 年度岩手県一般会計予算が議決されなかった場合等にあつては、本件入札手続について停止の措置を行うことがある。
- (3) 入札書には入札者の押印を省略できるが、この場合、入札書提出者の本人確認を行うため、入札執行前に身分証明書（運転免許証・社員証など本人写真のあるもの。名刺は不可。）を提示すること。

なお、委任状の委任者の押印は省略できないこと。委任状に代理人が使用する印の押印がある場合は、代理人の押印のない入札書は無効となること。

- (4) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

岩手県総務部管財課公共施設マネジメント担当

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10 番 1 号 TEL : 019-629-5116

FAX 019-629-5139